

忘れがちな
お金回りのこと。



補助金・年金etc.

subsidy

Series 国民年金 社会保険料控除の対象になります！

by 市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934

**納めた国民年金保険料は
全額が社会保険料控除の対象です！**

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

社会保険料控除を受けるためには、お勤め先での年末調整や市役所・税務署での確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

そこで、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、年末調整・確定申告の際には、必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

ご家族の国民年金保険料を納付されている場合も、社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

なお、平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年をはじめ国民年金保険料を納められた方には、翌年2月上旬に送られます。

控除証明書を紛失・破棄された場合は年金事務所から再度送付してもらおう

ことができますので、鹿屋年金事務所または市役所年金窓口までご連絡ください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

便利でお得な口座振替を利用しませんか？

国民年金保険料の納付方法には現金納付書払い・口座振替払い・クレジット払いがあり、支払い方法によって保険料が割引されます。

「どうせ払うなら、少しでもお得に払いたい！」「毎月支払いに行くのは面倒！」そんな方はぜひ口座振替をご検討ください。

割引額の例（H 29 年度の場合） H 30 年度は月額 16,340 円

	口座振替	割引額	現金またはクレジット	割引額
翌月末	16,490 円	—	16,490 円	—
当月末	16,440 円	△ 50 円	—	—
半年前納	97,820 円	△ 1,120 円	98,140 円	△ 800 円
1 年前納	193,730 円	△ 4,150 円	194,370 円	△ 3,510 円
2 年前納	378,320 円	△ 15,640 円	379,560 円	△ 14,400 円

※平成 30 年度分から前納を希望される方は、2 月末日までのお申込みが必要です。手続きの際には通帳と通帳印をご持参ください。

鹿屋年金事務所による移動相談

期 日	時 間	場 所	予約先
11 月 9 日 (木)	午前10時～午後3時	大隅支所別館 2 階大会議室	大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923
12 月 7 日 (木)		本庁 (末吉) 1 階会議室	本庁 国民年金係 ☎ 0986-76-8805

※相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切りますのでご了承ください。

年金事務所へ直接相談に行かれる皆さんへ

年金事務所での相談も予約優先制となっています。相談時間は、12～13時を除く、(平日)8:30～16:30・(週初日)8:30～18:00・(第2土曜)9:30～15:15です。予約を希望される方は、鹿屋年金事務所お客様相談室 ☎ 0994-42-5121 へお電話ください。予約電話受付時間は (平日のみ) 8:30～17:15です。予約状況により日時の調整をさせていただく場合があります。

後期高齢者医療保険料

◆対象となる方

▽75歳以上の方

▽65歳から74歳で一定の障がいのある方

◆納付の方法

▽年金から天引きされる特別徴収と、納付書や口座振替により納付する普通徴収があります。

◆特別徴収となる方

▽年金額が年額18万円以上の方

▽介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金給付額の二分の一を超えない方

◆普通徴収となる方

▽特別徴収ができない方（年金額が年額18万円未満。介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金給付額の二分の一を超える方。年度途中で保険料が変更になった場合）など

年度途中で資格取得・喪失された方

特別徴収に該当する方であっても、年度途中で年齢到達された方や転入・転出があった場合には、その年度（場合によっては翌年度途中まで）は普通徴収となり、納付書で納めることとなります。

納付困難な理由や事由がある場合は、早めの納付相談を。

介護保険料

介護保険料は、65歳以上の方と40歳から64歳までの方とでは、その算定方法や納め方が異なります。

40歳から64歳までは、医療保険料とあわせて徴収されています。65歳に到達されますと個人毎に納めることとなりますが、その納付方法は、後期高齢者医療保険料と同じで、年金からの特別徴収と納付書等で納める普通徴収があります。

◆特別徴収となる方

▽年金額が年額18万円以上の方

◆普通徴収となる方

▽年金額が年額18万円未満の方

また、特別徴収に該当される方であっても、年度途中で65歳になられた方や、保険料が変更になった場合は、一定の期間普通徴収となり納付書で納めることとなります。

後期高齢者医療保険料も介護保険料も、年齢到達時は年金からの特別徴収とはなりませんので納付書等での納付をお願いします。

11月の納期について

- 固定資産税 4期
- 国民健康保険税 6期
- 介護保険料 6期
- 後期高齢者医療保険料 5期

※口座振替をされている方は、11月30日に振替しますので残高のご確認をお願いします。

大隅税務署からのお知らせ

年末調整説明会について

平成29年分給与所得の年末調整説明会を開催します。

開催日時・会場等

◆日時

▽平成29年11月17日（金）

・法人の方

午前9時30分受付

午前10時～正午まで

・個人の方

午後1時30分受付

午後2時～午後4時まで

◆会場

▽曾於市大隅文化会館 大ホール
（曾於市大隅町中之内9146）

※会場の収容人員の都合により、各対象者別に時間を指定させていただいてはありますが、対象者の別に問わずいずれの時間帯でも出席いただけます。

【お問合せ窓口】

・大隅税務署 総務課

☎ 099-482-0007

※ご連絡の際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。